

誓約書の定めに基づく電子データの 返還請求について

—大阪地方裁判所平成29年10月19日判決*1—

池田 秀敏

I 事案の概要

本件は、株式会社である原告と、その従業員であった被告との間の民事訴訟である。原告は、被告が原告の企業秘密である技術情報等の電子データ（以下「本件電子データ」という）を持ち出しており、それを競業会社に開示したり、使用させるおそれがあるとして、被告に対し、本件電子データの使用開示行為の差止め、本件電子データの返還または廃棄、弁護士費用相当額の損害賠償を求めた。

原告が主力業務としているのは、金属加工の仕上げ工程等に用いられる高強度アルミナ長繊維を原材料とする製品（研磨砥石）の開発と製造販売である。原告は、従来のものに比べて強度が格段に優れた高強度アルミナ長繊維を開発し、平成8年6月、応用製品である研磨砥石の開発と量産化に成功し、その製造販売を開始した。

被告は、昭和58年に原告に入社し、平成8年以降、原告の開発課に所属し、アルミナ長繊維の技術開発に携っていた（ただし、被告は平成16年から平成23年1月1日までの間は、原告に在籍したまま株式会社A（以下「A社」という）へ出向していた）。

そして被告は、平成25年6月29日、原告の保有する営業秘密の不正取得等を理由に原告を懲戒解雇された。現在、被告は、研磨砥石市場における原告

*1 裁判所ウェブサイト。LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース文献番号25449075

の競業会社である B 株式会社（以下「B 社」という）において、研究スペースを与えられ、アルミナ長繊維を用いた製品の製造販売に関する研究を行っている。

高強度アルミナ長繊維の研磨砥石の国内シェアは原告が70%、残りが被告が関与している B 社である。高強度アルミナ長繊維を日本国内で生産しているのは、原告と C 株式会社の 2 社のみであり、B 社は、高強度アルミナ長繊維を原材料とする研磨砥石を販売しているものの、原材料は自社生産していない。また、原告は A 社との共同事業において、高強度アルミナ長繊維を素材とするバリ取りブラシを開発しており、市場をほぼ独占している。

被告が所属していた原告の開発課は、高強度アルミナ長繊維とその応用製品（研磨砥石とバリ取りブラシ。以下「本件研磨ツール」という）の開発製造を担当していた。被告を含む同課に所属する従業員らは、それぞれ業務用端末 PC が与えられ、また、バックアップ用に当該 PC に増設された外付け HDD を使用していた。さらに開発課事務室内には、当該業務用端末 PC 等に接続する共有のファイルサーバー（以下「本件サーバー」という）が置かれていた。本件電子データは、本件共有サーバーに記録されていたものであり、被告を含む同課に所属する従業員らが利用していた。本件電子データには、アルミナ繊維原料リスト、本件研磨ツール「定型品」の規格・標準類及び図面などの情報が含まれていた。

原告においては、社内規定として、営業秘密情報の管理について秘密情報管理規定を定め、また、同規定を根拠として、全従業員に秘密情報保持に関する誓約書を提出させていた。被告は、平成17年3月頃、当時は A 社に出向中であったが、同規定に基づいて誓約書を作成し、原告に提出していた（以下「本件誓約書」という）。

本件誓約書には、次のような文言が記載されていた。

「私は、貴社の秘密情報（営業秘密情報及び個人秘密情報）に関して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 秘密情報の保持

貴社の秘密情報管理規定に記載されている秘密情報については、在職中はもとより退職後も貴社の書面による許可なくして自ら使用し、あるいは第三者に開示するなど一切漏洩しないこと。

2. 機密資料の保管・返還

貴社在職中は、私が保管を命ぜられた貴社の営業秘密情報及び個人秘密情報に関する資料類（製品、試作品、文書、データ、図面、電子媒体等一切）を責任を持って保管し、第三者に漏えいせず、また、貴社退職時にはこれら全ての資料を貴社に返還すること。

（以下省略）」

被告は、平成25年4月から5月にかけて、本件サーバーに保存されていた本件電子データをUSBメモリやポータブルハードディスク（いずれも原告が支給したものではない）に複製したうえで社外に持ち出した。そのため、原告は、被告による電子データの複製・持出行為等を理由として、同年6月29日付で被告を懲戒解雇処分とした。

なお、平成26年には、原告の申立により、被告に対する営業秘密の使用・開示の差止め及びその返還等を求める仮処分命令が出されており（以下「本件仮処分」という）、また、原告は、平成27年、競合会社であるB社に対し、被告が本件電子データをB社に開示しているとして、本件電子データの使用差止め等を求める訴訟を提起している。

以上の事実関係の下で、原告は被告に対し、被告の行為が不正競争防止法2条1項7号の不正競争に該当することを理由として、同法3条1項に基づき、または本件誓約書に定められた秘密保持義務違反に基づき、本件電子データの使用開示行為の差止請求を求めた。また、主位的に本件誓約書に定められた返還義務に基づく本件電子データ（複製物を含む）の返還請求を求め、その予備的請求として不正競争防止法3条2項に基づく同技術情報等の廃棄請求をした。さらに、被告による不正競争を理由とする弁護士費用

相当額損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求した。

なお、本件電子データの返還請求部分は本件誓約書を根拠とするものであり、不正競争防止法に基づくものではない。

II 判旨

1 不正競争防止法に基づく使用開示行為の差止め請求について

本件判決は、被告が本件電子データを社外に持ち出し、原告によって懲戒解雇された経緯や被告とB社との関係などから、被告が本件データをB社に開示し、さらには使用のおそれが十分あるとして、被告には、「不正の利益を得る目的」又は「その保有者に損害を与える目的」で本件電子データを開示ないし使用のおそれがあるものと認めた。また、本件電子データが保存されていた本件サーバーの管理状況などから、本件データが原告によって秘密として管理されていたとして、そのことは、原告の従業員のほか第三者にも客観的に認識可能であったものと認められるとした。さらに本件データには、非公知性及び有用性も認められることから、本件電子データで特定される情報は、不正競争防止法上の営業秘密と認められるとした。これらことから、被告の行為が不正競争防止法2条1項7号の不正競争に該当することを前提に、同法3条1項に基づく開示、使用差止めの請求を認容した。

2 本件電子データの返還請求について

次に、被告が本件電子データまたはその複製物の返還義務を負うかについて、「本件誓約書2項の規定に基づき、原告が主張するような本件電子データという無形物そのものを、同規定にいう保管を命ぜられ、その返還義務を負う対象と解することはできないから、その返還請求には理由がないというべきである」として、原告の当該返還請求を棄却した。

以下は、返還請求を否定した理由部分の引用である。

「同条の規定は、「……私が保管を命ぜられた貴社の営業秘密情報及び個人秘密情報に関する資料類（製品、試作品、文書、データ、図面、電子媒体等

一切)を責任を持って保管し、「退職時にはこれら全ての資料を貴社に返還すること」と定めているから、この規定に基づき返還請求ができる対象とされるのは、「保管を命ぜられ」、「責任を持って保管」するとされた「営業秘密情報」、「に関する資料類」であるということになる。そして、まず「資料類」という用語からして、その対象は、無形物である情報そのものではなく情報が記録されたところの有形の媒体を指すものと解するのが自然である。加えて、「データ」以外の本件誓約書2項の括弧書きの「営業秘密情報……に関する資料類」の例示は、「製品、試作品、文書、図面、電子媒体等一切」という、全て日常用語としての保管、返還に馴染む物理的な存在を有する物である。また本件誓約書の他の規定をみても、1項は、「秘密情報の保持」として、「貴社の秘密情報管理規定に記載されている秘密情報については、在職中はもとより退職後も貴社の書面による許可なくして自ら使用し、あるいは第三者に開示することなど一切漏洩しないこと」と定めているのに対して、2項は、「機密資料の保管・返還」として上記の規定を定めているのであるから、本件誓約書上では、「情報」と「資料」という二つの文言は明らかに使い分けられ、「情報」は保持され、また漏洩を禁止する対象であるが、「資料」は保管、返還の対象であって、この関係でも資料は、有形物を前提としていると解するのが自然である。」

(中略)

「以上を総合して検討すると、確かに本件誓約書2項の規定のいう「営業秘密情報…に関する資料類」に、無形の情報そのものを指すと解され得る「データ」という文言が含まれているものの、これを無形物としての情報そのものと理解すると、本件誓約書1項、2項の規定振りとして不整合となるし、また秘密情報管理規定、電算管理規定との関係でも解釈上、疑義をもたらすものであるから、ここにいう「データ」とは、保管し返還することが求められる資料類として例示されている「製品、試作品、文書、図面、電子媒体等一切」と同じく、物理的存在を認識し得る資料一般を指す意味で用いられていると解するのが無理はなく、したがって本件誓約書2項にいう「保管

を命ぜられ」、返還を義務付けられる対象としての「データ」とは、無形物としての情報ではなく、その情報が記録されている媒体一般を指していると解するのが相当である。

したがって、本件誓約書2項に基づき、被告が不正に取得した「営業秘密情報」そのものを、被告が返還を前提として「保管を命ぜられ」ていたと認めることはできないし、また情報という無形状態のまままで特定して返還する義務を負うものと解することはできないから、本件電子データそのものを対象とする返還請求は、その余の点について検討するまでもなく理由がないといわなければならない。」

3 その他

原告が予備的請求としていた不正競争防止法2項に基づく本件電子データ及びその複製物の廃棄請求は、上記1と同じ理由により、認容された。また、不正競争防止法4条1項に基づく弁護士費用相当額500万円及びその遅延損害金の請求も認容された。

Ⅲ 研究

1 はじめに

本稿において主として検討対象とするのは、本件判決における本件誓約書に定めのある営業秘密の返還義務に基づく本件電子データの返還請求の部分である（上記Ⅱ2の部分）。本件の特色は、判決の結論においてその請求が否定されてはいるものの、原告によって電子データという非有体物に対する返還請求がなされているところにある。

仮に、侵害行為をなした者が、営業秘密にかかる電子データ等の複製物を取得して持ち出すだけでなく、同時に、当該電子データの正当な保有者が有する記録装置から当該電子データを消去してしまったような場合、救済方法として必要とされるのは、当該電子データの復元措置である。したがって、そのような場合、侵害行為をなした者に対し、その者が保有する電子

データを「返還」させる方法が検討されるべきであろう。

ところで、その方法の具体的な内容は、記録媒体を経由した電子データの複製と消去となるはずである。一つの具体例を挙げるとすれば、被告が保有するコンピューターのハードディスクから当該電子データを USB メモリーなどの別の記録媒体に複製し、原告に当該メモリーを交付し、被告のハードディスクからは当該電子データの記録を消去するという一連の作業が必要となる。そのため、こうした行為をなすべき権利義務関係について、「返還」との呼称を用いることが一般に適切かは検討の余地がある。返還請求というよりも、複製・消去請求と呼ぶべきかも知れない。ただし、本件における請求が「返還」請求であったことから、本稿ではこの呼称のまま記述することとする。

さて、そうした返還請求権の法的根拠を現行法の中に求めるとなると、困難を伴うのが現状である。本件においては、被告が作成し、原告に提出した本件誓約書が返還請求の根拠とされている。それ以外に依るべき根拠はなく、本件における原告の請求と本件判決は、不正競争防止法による返還請求は法律上認められないとの理解を前提とするものであったといえる。

電子データの返還請求が争われた裁判例は少ないことから、本件判決は、そのような返還請求の可能性を検討するうえで、貴重な素材となり得ると考えられる。

2 他の法的構成の可能性

本件における本件電子データの返還請求は、被告が作成し、原告に提出した本件誓約書に基づくものである。本件誓約書において被告が原告に約束した内容は、原告と被告との間の労働契約上の内容をなすものと位置づけられる。そのため、本件における返還請求権は、労働契約によって基礎付けられるものであったといえる。

では、他の法的構成は考えられなかったのだろうか。以下、この点について、本件における他の請求項目や他の裁判例と比較しながら確認しておきた

い。

(1) 不正競争防止法

本件においては、返還請求以外の原告による請求は、いずれも不正競争防止法に基づくものであった。しかし、不正競争防止法に基づく本件電子データの返還請求は認められないと考えられる。上述の通り、本件における原告の請求と本件判決はそのような理解に立ったものである。

不正競争防止法に定めのある民事上の措置は、差止請求権（同法3条）と損害賠償請求権（同法4条）である。本件における返還請求以外の原告の請求は、不正競争防止法に基づくものであり、本件電子データが不正競争防止法における営業秘密にあたり、かつ被告の行為が同法における不正競争にあたることを理由としている。ところが、その差止請求権は、予防請求権と廃棄・除却請求権をその内容としており、返還請求については、同法上の根拠がない。そのため、本件電子データの返還請求の部分は、不正競争防止法を根拠とすることができなかつたのである。

一般に不正競争の防止という目的のみを達成するのであれば、侵害行為者から違法行為組成物等を取り上げるなり、社会から違法状態を除去すればよく、それに伴って請求者への何らかの返還が実現される必要はない。例えば、本件電子データについていえば、被告においてその複製物も含めた消去がなされれば、不正競争の停止と予防は実現できることになる。

侵害行為をなした者が当該電子データの正当な保有者が有する記録装置から当該電子データを消去してしまったような場合であっても、それは電子データの毀損行為に対する損害賠償の問題として処理されるべきものとするのが不正競争防止法の態度と考えられる。

なお、わが国の不法行為法は金銭賠償を原則としており（民法722条1項、417条）、原状回復請求は名誉毀損の場合にのみ許容されており（同法723条）、不法行為に基づいて電子データの復元を侵害行為者に課すことはできない。

(2) 物権的請求権

電子データが記録媒体ごと持ち出されているようなケースであれば、記録媒体の所有権に基づく返還請求が可能である*²。電子データがプリンター等の装置によって紙に印字され、その紙が持ち出される場合も同様である。もっとも、請求者において、その記録媒体または紙の所有権を有していることが前提となる*³。

本件において、被告は本件サーバーに保存されていた本件電子データをUSBメモリやポータブルハードディスクに複製したうえで社外に持ち出している。しかし、これらの記録媒体は「いずれも原告が支給したものではない」と事実認定されており、記録媒体の所有権に基づく返還請求はできない事案であった。

ここには、物権の客体が有体物に限定されており（民法85条）、情報の電磁的な記録でしかない電子データについては、物権的な権利が成立しえないという問題がある。USBメモリや紙のような有体物とは異なり、電子データそのものについては、所有権が認められない。これは当然の結論ともいえるが、裁判例においては、電子データを客体とする「所有権」という構成は、当事者の主張として現れることもしばしばである。

もっとも、電子データが非有体物であることを明示し、物権的請求権を否定した裁判例は少ない。ビットコインを目的とする返還請求が否定された東京地方裁平成27年8月5日判決*⁴は、ビットコインには有体性及び排他的支

*² 著作権を巡る紛争において、紙の原稿が引渡請求の対象とされた事案として、東京地裁平成27年2月27日判決がある（裁判所ウェブサイト。LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース文献番号25447165）。ただし、原稿に対する原告の所有権と被告による占有に関する証明が不十分であるとして当該請求は棄却された。

*³ 東京地裁平成18年6月30日判決（裁判所ウェブサイト。LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース文献番号28111431）では、被告が所有していたCD-Rが、原告の楽曲のデータが記録された結果、民法243条の適用又は類推適用によって原告が所有するに至った旨の原告の主張がなされた。ただし、そのような法の適用は認められず、当該請求は認容されなかった。

配可能性が認められないとして、原告が主張していたビットコインに対する所有権を否定した。ただし、この判決においても、電子データに有体性のないことを述べれば十分であるにもかかわらず、排他的支配可能性についての判断を示しており、端的に有体物性の否定によって結論を導いたとはいえないものであった*5。

裁判例によって、全く理由が示されない場合もある。東京地裁平成14年2月26日判決（日経クイック情報事件）*6は、企業による従業員に対する社内メールのモニタリングの合法性が争点となった判例として知られているが、原告の請求には、被告所有のコンピューター内に記録してあった個人的な電子ファイルデータの引渡し（コンピューターからデータをコピーした記録メディアの交付と、コンピューター内からの消去）が含まれていた。しかし、その請求は棄却されたが、その理由には単に原告には所有権が認められないとあるのみであり、非有体物である点に触れるところではなかった。

また、この点に関連し、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求の前提として、電子データの「所有権」が争点となる場合がある。日経クイック情報事件においても、データを返還しないことが不法行為にあたるとして損害賠償請求がなされており、その根拠には電子データに対する所有権侵害の主張も含まれていた。ただし、同判決は、この請求についても棄却しているが、所有権は認められないとの単純な理由を述べているに過ぎない。

電子データが非有体物であることを明示し、その所有権が認められないとの理由で損害賠償請求を否定したものとしては、大阪地裁平成29年1月12日判決*7がある。原告が写真印刷の電子データに対する所有権を主張し、その

*4 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース文献番号25541521。

*5 ここで排他的支配可能性が理由として付け加えられた点については、ビットコインが仮にデータが印字されるなどして紙媒体化された場合には、それが所有権の客体となり得るため、それを「見越した」ものではないかとの指摘がある（鈴木尊明「ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例」『新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）』19号59頁）。

*6 労働判例825号50頁、労働経済判例速報1805号18頁

所有権侵害による損害賠償を請求した事案である。ただ、この判決においても、「原告の主張が、所有権そのものではなく、所有権に類似する本件印刷用データの使用・収益・処分権を問題とする趣旨であったとしても」、それは被告側に帰属するとの理由を付け加えており、端的に所有権の否定によってのみ結論を導いたものではない。

一方において、電子データの「所有権」の帰属の観点から損害賠償請求に関する結論を導いた裁判例もある。東京地方裁判所平成28年9月6日判決^{*8}は、税理士が電子データ（会計データ）を引渡さなかったのは顧問契約上の債務不履行にあたるとして、顧客が税理士に対し、反訴において損害賠償請求した事案である。この判決は、当事者間の顧問契約の趣旨などから電子データの「所有権」は税理士側に帰属するとの理由付けによって損害賠償請求を退けている。これは、反訴原告である顧客側が、電子データの「所有権」は顧客側に帰属しており、それゆえ引渡義務があると主張していたのに対し、このような応答をしたに過ぎず、電子データを所有権の客体として認めただけではないと推察される。

このように、これまでの裁判例においては、当事者の主張のみならず判決においても混乱がみられるところである。明快に電子データの非有体物性を述べ、かつ、端的にこれを客体とする権利等が認められないと述べた判決は数少ないのが現状といえる。しかし、物権的請求権によって電子データに対する返還請求権を構成することは、現行法上認められないという結論は確固たるものというほかはない。

*7 裁判所ウェブサイト。LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース文献番号25448539

*8 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース文献番号25515197。この裁判例については、拙稿「税理士顧問契約における会計データ提供義務」（『月刊税理』60巻15号122頁）を参照されたい。

3 本件誓約書に基づく返還請求

(1) 労働契約に基づく返還請求

以上のとおり、本件事案においては、不正競争防止法や物権的請求権に基づく返還請求ができず、被告が原告に提出していた本件誓約書を根拠とすることが唯一の手段だったといえる。

そもそも、労働契約に基づく電子データの返還請求が認められるかも一つの論点にはなり得るが、契約自由の原則の下でこれを否定する理由は見当たらない。労働契約においては、労働法規制の観点からの検討も要するが、労働契約の原則（労働契約法3条）のような一般条項に違反すると評価できるほどの極端な内容でもない限り、一般的に有効と認められるであろう。本件誓約書の内容も秘密保持のために必要な定めを置いているに過ぎず、労働者に過剰な義務を課しているなどの不当性は認められない。本件判決も、本件誓約書に基づく労使間の合意が有効であることを前提としているものと考えられる。

(2) 本件誓約書の内容と本件判決

本件誓約書において返還請求について定めた部分を抜き出すと、被告は原告に対し、「私が保管を命ぜられた貴社の営業秘密情報及び個人秘密情報に関する資料類（製品、試作品、文書、データ、図面、電子媒体等一切）」について「貴社退職時にはこれら全ての資料を貴社に返還すること。」を誓約したことになっている。

この文言を素直に読むとすれば、「資料類」に含まれる「データ」は「営業秘密情報及び個人秘密情報」を記録した電子データを意味し、これを「返還すること」が誓約されていることになるはずである。

ところが、本件判決は、この「データ」の部分は返還の対象とならないと結論付けている。その論理をたどってみると、まず、「資料類」という用語は、対象が有形の媒体を指すものと解するのが自然だという。そして、本件誓約書上では、「情報」と「資料」という二つの文言が使い分けられており、

「情報」は保持され、また漏洩を禁止する対象とされ、「資料」は保管、返還の対象とされており、この関係でも資料は、有形物を前提としていると解するのが自然だと述べている。そのうえで本件判決は、ここでの「データ」とは、無形物としての情報ではなく、その情報が記録されている媒体一般を指しているとした。

この読み方によると、前記Ⅲ 1で述べたような事例では、この誓約書は意味をなさないことになる。すなわち、被用者が、自ら用意した記録媒体に営業秘密等をコピーし、同時に雇用者が保有する記録媒体からそのデータを全部消去したような事例において、その秘密が企業活動に不可欠な情報であった場合でも、その復元はできないという結論とならざるを得ない。

本件の事案では、原告が保有するデータが消去されたわけではなく、その後の生産活動には影響がなかったと推察されることから、原告における実質的な不利益はわずかであったように思う。しかし、判決文中の「自然である」との文言とは裏腹に、一読したのみでは、やや不自然な読み方をしたとの印象が残る。

4 本件判決の意義と残された問題

では、なぜ本件判決はこのような読み方をしたのだろうか。仮に本件誓約書において、より明確に電子データの「返還」義務を定めていたとしたら、別の結論もあり得たのだろうか。

本件判決は、本件誓約書の定めについて、法令上の規律に反するとの理由でその効力を否定するような論理に依拠しているわけではない。その意味では、本件判決は、労働契約に基づく電子データの返還請求の可能性を一般的に否定したわけではないといえる。前述のとおり、契約自由の原則の下、契約によって電子データの返還請求権を発生させることは可能と考えられる。

ただ、契約に基づく返還請求権が発生したとしても、その効力は当事者間のみ認められるに過ぎない。そのため、データを持ち出し、かつ元のデータを消去した被用者が、さらに第三者に電子データを移転させ、自ら保有す

る記録媒体から当該データを消去してしまった場合、雇用者としては、その追求は不可能となるといわざるを得ない。その意味では、労働契約に基づく返還請求には、その効果が認められる範囲には限界があるといえる。

そもそも電子データの特性として、容易に、かつ無限に複製することが可能だという問題がある。複製された電子データがネット上に拡散したり、あるいは小型の記録媒体を経由して秘密裏に拡散することもあり得る。本件においては、不正競争防止法に基づく電子データの複製物の廃棄請求が認容されているが、廃棄請求についてもまた、実効性のある措置を法的手続きにおいて実現することは困難だという問題がある。そのため、誓約書等による合意の明確化や法制度の整備によっては、完全には解決できないのが電子データの持ち出し事案といえるだろう。

そうしてみると、本件判決は、判決文自体に明示されているわけではないが、資料類を「有形物」とし、データを「無形物」として整理し、「データ」の有体物性に言及しているところからすると、そうした実効性を考慮しつつ、合意内容を「返還」が可能なものに限定する解釈をとったものと推察することもできる。

また、物権的請求権によっても不正競争防止法によっても電子データの返還請求は認められないという法の態度との整合性が考慮された結果ともいえるのではなからうか。営業秘密情報に関しては、一般法である民法も特別法でもある不正競争防止法も、その返還請求権を認めてはいない。本件誓約書の文言をそのような法の態度と整合するよう解釈し、実効性のある合意内容を抽出するとすれば、本件判決のような論理が導かれるのも理解できる。このような理解を前提にするならば、この判決における本件誓約書の解釈における「自然」さの意味も見えてくる。

要するに本件判決は、労働契約に基づく返還請求について、その一般的な可能性は否定しなかったものの、誓約書において「返還」という文言で表現された義務内容については、「返還」が可能なもののみ及ぶと解釈できる余地のあることを示したものといえる。そのため、そうした解釈の余地を残

さないためには、例えば、為すべき行為の内容（電子データの複製、記録媒体への複製といった一連の作業内容）を記述するといった工夫が必要だといえる。ただし、そのような合意内容の効力が認められたとしても、上記のような第三者への追求ができないといった諸問題は残ることになる。

以上